

こんな相談がありました No.47 ～無料で布団をクリーニングします、と購入店を名のる電話～

Q1

「布団を買いましたね」と商品名と購入店名を確認する電話を受けた。業者が告げた商品名と店名に間違いがなかったため、店の関連業者だと思った。「無料で布団の掃除をします」と言われ、日時を予約した。訪れた業者は布団の掃除をした後、吸引したゴミのかすのようなものを見せて「カビが発生しており健康に良くない」と10万円の除湿マットを勧めた。買うことにして書類にサインする前に、布団の購入店とは別会社だと説明された。腑に落ちなかったが代金を払ってマットを受け取った。店に問い合わせたら、関連のない業者だと言われ、消費生活センターを案内された。

A1

実在する店名をかたって信用させ、無料で掃除すると言って、訪問を承諾させる手口です。健康に悪いから、と不安をあおって高額な商品を契約させています。相談者は、不信感が募り解約を希望しました。書面を受け取ってから8日間以内だったため、クーリング・オフ通知を発信し、商品を着払いで返品後、返金を受けることができました。

訪問販売 気をつけるポイント

○訪問販売業者は、勧誘に先立って、以下について告げなくてはなりません。

- 1.事業者の名称
- 2.契約締結について勧誘をする目的であること
- 3.販売しようとする商品(権利、役務)の種類

★断っても業者が勧誘を続けることは法律で禁止されています。



◎訪問販売のほかにも、クーリング・オフできる取引があります。8日間を過ぎてもクーリング・オフ可能な場合もありますので、あきらめずに相談してください。

消費生活相談・多重債務相談 《相談無料・秘密厳守》

旭市消費生活センター 旭市二の5127（旭市青年の家1階）

月曜日～金曜日（平日）午前9時～午後4時 直通電話 0479-62-8019